別紙2

電力供給仕様書

1　概　　要

(1)　件　　　　名　　　　五泉市本庁舎ほか30施設電力供給
(2)　需 要 場 所　　　　別紙１　電力供給施設一覧参照
(3)　業種及び用途　　　　官公庁（事務所、学校ほか）

2　仕　　様

(1)　供給電気方式等

ア	電気方式	交流3相3線式
イ	供給電圧(標準電圧)(V)	6,000
ウ	標準周波数（Hz）	50
エ	受電方式	1回線受電
オ	蓄熱式負荷設備の有無	無し

(2)　契約電力・年間予定使用電力量　　別紙１　電力供給施設一覧参照

(3)　履行期間　　1年間　　令和8年4月1日0時～令和9年3月31日24時（原則）

(4)　計　　量
　ア　自動検針装置
　イ　検針方式
　ウ　計量器の構成

→ 自動検針装置の有無については調査のうえ、設置が必要な場合は、電気事業者の負担において設置する。

また、電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換作業等について調整が必要な場合には、当該地域を所管する一般送配電事業者と調整すること。

(5)　需給地点

(6)　電気工作物の財産分界点

(7)　保安上の責任分界点

→ (2)の施設住所に施設した五泉市の区分開閉器の電源側接続点

3　そ　の　他

(1)　夏季期間は毎年7月1日から9月30日までとする。

(2)　フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3)　力率の変動、その他の要因による電気料金の調整および仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を所管する旧一般電気事業者が定める特定規模需要の標準(託送)供給条件による。
なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100 パーセントとし、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は加算しない。ただし、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は当該地域を所管する旧一般電気事業者と同単価（電気標準約款(高圧)（2026年4月1日実施））で算出した金額を加算して支払うものとする。なお、旧一般電気事業者の燃料費等調整金額等の算定方法に変更があった場合は、発注者と受注者が協議のうえ、変更できるものとする。
また、電力未使用月における常時電力基本料金単価は力率割引・割増前の半額とし算定する。

(4)　電力供給における料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりとする。

①　契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

②　使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入する。

③　各単価は消費税及び地方消費税額を含むものとする。

④　各単価の単位は1銭までとする。ただし各施設の基本料金及び電力量料金の合計額に1円未満の端数が出た場合はその全部を切り捨てるものとする。

(5)　各種割引等がある場合は入札内訳書に記載し、入札金額に反映させること。

(6)　会費・供託金・新規申込金等がある場合は入札金額に含めること。

(7)　経済事情の変化等により契約単価が不適当となったときは、協議の上当該契約単価を変更することができるものとする。

(8)　この仕様書に定めがない事項は、協議の上決定するものとする。